破産手続廃止

平成２８年（フ）第１２３２号
千葉県市川市稲荷木１丁目９番13号
破産者　北原　　茂
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１６１号
千葉県市川市本北方２丁目22番６号（ロイヤルアネックス弐番館101号）
破産者　福士　節子
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７１号
さいたま市北区大成町４丁目251番地１
破産者　株式会社ｎｏｍ企画
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２２６号
千葉県船橋市夏見台１丁目20番15棟105号
破産者　有限会社ケー・エス・ビー
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２２８号
千葉県鎌ケ谷市東中沢１丁目14番５号（ノーベルパークＡ101）
破産者　進藤ルリ子
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２３７号
大阪府和泉市箕形町５丁目12番１号
破産者　株式会社ネオンメタリックコーポレーション
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
大阪府泉南市樽井４丁目33番８号
破産者　株式会社中谷
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１９２号
奈良県橿原市西新堂町181番地
破産者　株式会社吉廣
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２２０号
さいたま市緑区太田窪３丁目６番24号
破産者　株式会社ＮＥＯ
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７４２号
さいたま市南区別所５―15―２
破産者　株式会社シェイクハンド
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２号
埼玉県和光市南１―29―32、商業登記簿上の本店所在地埼玉県和光市白子２丁目15番１号
破産者　有限会社コウスイ書道総合センター
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７３号
東京都青梅市河辺町５丁目25番地の７グリーンフォレスト303
破産者　井上　　瞳
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５８２号
名古屋市中区栄３丁目32番６号
破産者　株式会社ＳＴＵＤＩＯ．101
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９１２号
愛知県大府市江端町４丁目33番地
破産者　株式会社アトムコンサルタント
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５４号
兵庫県明石市魚住町錦が丘３丁目12番地の１市住１棟206号
破産者　今釜　健太
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
兵庫県篠山市曽地中241番地
破産者　株式会社カワヒロ
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第４５７号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1616番地
破産者　有限会社ハリマ給食
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１０４号
松江市宍道町白石2024番地１
破産者　持田　昌志
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１９号
高知市新田町15番28号
破産者　有限会社コマツテクノ
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１００３号
東京都町田市森野３丁目11番３号ソレイユモリノ103
破産者　藤田　式弘
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１７１号
東京都小平市学園東町１番地の32
破産者　鈴木　重道
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３５６号
岐阜市大福町３丁目12番地
破産者　株式会社プロメッサ
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所